

役員報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人労務管理教育センター（以下「本法人」という）定款第26条に規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、総会で選任された役員のうち、本法人の主たる事務所に週3日以上勤務する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本法人は、常勤役員及び非常勤役員に対し職務執行の対価として報酬を支給する。

- 2 常勤役員には、毎年6月及び12月に役員賞与を支給することができる。
- 3 常勤役員の退任に当たっては、当該役員の任期に応じて第4条に定める退職慰労金を支給する。

(報酬等の決定)

第4条 本法人の常勤役員の報酬は月額とし、その額は別表第1「常勤役員報酬月額表」に基づき、会長が理事会の承認を得て、決定する。

- 2 非常勤役員に対する報酬のうち、別表第2の①に関しては、会長が理事会の承認を得て、決定し、別表第2の②に関しては、定額とする。
- 3 常勤役員に対する役員賞与の額は、別表第3に定める「常勤役員の賞与」のとおりとし、会長は理事会の承認を得て決定する。
- 4 常勤役員に対する退職慰労金は、別表4「常勤役員退職慰労金の算出要領」に定める算式により算出される額とする。

(報酬の支給日)

第5条 報酬は、当月分を毎月5日支給するものとし、非常勤役員にあつては、理事会出席等、必要の都度、支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第7条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。

(費用)

第8条 本法人は、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用は、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

(公表)

第9条 本法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改定)

第10条 この規程の改定は、総会の決議を経て行う。

(補足)

第11条 この規の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定める。

附 則

この規程は、法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成23年7月1日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成25年6月20日から適用する。

附 則

この改正規程は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この改正規程は、平成30年6月11日から改正施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この改正規程は、令和元年6月17日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

<別表>

別表第1 常勤役員の報酬月額

- ① 会長（代表理事） 50万円までの範囲内
- ② 理事長（代表理事） 40万円までの範囲内
- ③ 専務理事 40万円までの範囲内
- ④ 常務理事 35万円までの範囲内
- ⑤ 理事 30万円までの範囲内

別表第2 非常勤役員の報酬

- ① 理事（週2日以内の勤務） 10万円までの範囲内
- ② 理事会出席等、必要の都度、1人一律1万円を支給する。
ただし、監事は上記のほか、月額1万円を支給する。

別表第3 常勤役員賞与

常勤役員賞与＝基準日在職の報酬月額×係数

ただし、係数は1.5を上限とする。

別表第4 常勤役員退職慰労金算出式

常勤役員退職慰労金＝役員報酬月額×在職年数

在職年数は在職月数まで計算する。ただし、月の途中で退職した場合は、切り上げるものとする。